

十一、深夜業廢止に因る勞働條件低下反對の件

紡織勞働組合提案

説明 富田 繁 藏

理由

深夜業は廢止された、併し資本家の欺瞞の爲めに我は幾多の苦痛を背負されたのである。

- 一、請負工賃の低下
 - 一、休日の變則と不備
 - 一、休憩時間の不足
 - 一、食事時間の變則等
 - 一、苛酷なる勞働強制
 - 一、六時間の無休息勞働
 - 一、食事時間の變則等
- かくの如きは、深夜業禁止の眞精神を蹂躪するものであるが、我等は絶対に反對しなければならぬ。

實行方法

- 一、全國大會に提出して全國的注意を喚起すること。
- 一、日常闘争として反對運動を起すこと。

十二、完全なる勞働組合法案制定促進の件

日本縫工組合提案

理由省略

十三、各組合に電略採用の件

日本縫工組合提案

理由省略

十四、婦人の政治結社權を要求する件

日本縫工組合提案

理由省略

十五、日本勞働總同盟所屬組合名符號作成に關する件

件

神奈川聯合會提案

説明 木村 才 一郎

理由

勞働組合の支部總會、大會、争議其他重大なる事件に對して、友誼組合の祝辭、激勵の電報を發するに際し、電文に附記すべき組合名のみにても、多額の電信料を支拂はなければならぬことは不經濟である。故に總同盟所屬組合の一定の簡單なる符號を作成して一見直ちに何組合、何支部なるかを知らしむる事が必要であると信ず。

實行方法

- 一、符號原案作成は新任執行委員一任。
- 二、日本勞働總同盟大會に提出し其實現を期すこと。

十六、婦人坑内作業即時禁止に關する件

七